

豊能町町勢要覧及び映像作成業務
プロポーザル実施要領

令和8年6月
豊能町

豊能町町勢要覧及び映像作成業務プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

豊能町は、令和9年に町制50周年を迎える。そこで豊能町の自然、歴史、文化等の情報や町の情勢・現況などを視覚的に紹介し、町民が豊能町への理解を深めるとともに、町外へ向けて豊能町の魅力を発信することを目的に町勢要覧及び映像を作成する。この要領は、町勢要覧及び映像を作成するにあたり、当該業務の目的及び内容に最も適切な創造力、企画力を持つ業者を選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 豊能町町勢要覧及び映像作成業務
- (2) 業 務 概 要 町勢要覧及び映像の作成までに係る一式業務
- (3) 委 託 期 間 契約締結日の翌日から令和9年9月30日（木）まで（予定）
- (4) 提案上限額 5,830,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 提案方法

提案された企画（業務）内容に対し創造性・企画性・信頼性・技術水準・実施能力・費用等を総合的に評価するので、「豊能町町勢要覧及び映像作成業務プロポーザル実施要領」、「豊能町町勢要覧及び映像作成業務仕様書」に基づき、企画提案及び見積価格を提出すること。

4 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4のいずれにも該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てを行っていない者
- (3) 令和7・8年度豊能町入札参加資格登録名簿に掲載されている者
- (4) 企画提案書提出期限までの間、豊能町建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置及び豊能町公共工事暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者
- (5) 他の地方公共団体において、同種の業務（町勢要覧・プロモーション映像作成業務等）を平成28年4月1日以降に受託実績がある者

5 提案のスケジュール

年 月 日	内 容
令和8年6月12日（金）	提案実施（公募） 町ホームページにて募集
6月19日（金）正午まで	質問提出締切
6月24日（水）	質問回答
7月 1日（水）午後5時まで	参加表明等提出締切
7月13日（月）午後5時まで	企画書提出期限
7月27日（月）（予定） *ただし、応募者多数の場合は、予備審査のため8月下旬に変更する場合がある。	プレゼンテーション
8月 3日（月）（予定）	選定結果通知

6 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書内容に質問がある場合は、質問及び回答書（様式1）を令和8年6月19日（金）正午までに提出すること。

（1）質問要領及び注意事項

質問については、必ず「15 書類提出及び問い合わせ先」に電子メールで提出し、電話連絡等で担当者に到着確認を行うこと。また、電子メールを送信する際の題名には、提案事業者名を必ず記載して送信をすること。

（2）質問回答

提案事業者からの質問の回答については、令和8年6月24日（水）までに回答を行う。

7 参加表明

本提案競技の参加希望事業者は、以下の書類を令和8年7月1日（水）午後5時までに提出すること。

（1）参加表明にかかる提出物

- （ア）参加表明書（様式2）
- （イ）会社概要書（様式3）
- （ウ）業務実績調書（様式4）

（2）提出要領及び注意事項

- （ア）提出する紙原本には代表者印を押印して提出すること。
- （イ）受付時間内に提出場所まで持参すること。郵送、メール便、電子メール等による提出は認めない。

8 企画提案

参加表明を行った事業者は、以下の書類を令和8年7月13日（月）午後5時までに提出すること。

（1）企画提案にかかる提出物

- （ア）業務協力予定書（様式5）
- （イ）業務従事者一覧（様式6）
- （ウ）スケジュール表（任意様式）
- （エ）見積書（様式7）
- （オ）企画提案書（任意様式）
- （カ）過去に受託作成した他市町の町（市）勢要覧やプロモーションDVD等

（2）スケジュール表（任意様式）について

- （ア）任意の書式にて、成果物完成までのスケジュール表を作成すること。
- （イ）スケジュール表はA4サイズを基本とし、町勢要覧及び映像作成業務ごとに打合せや現地取材、編集、校正、印刷製本等詳細が分かるように記載すること。また、職員と受託事業者の役割・作業分担も明記すること。

（3）企画提案書（任意様式）について

- （ア）任意の書式にて、A4サイズを基本として作成すること。

- (イ) 企画提案書には、企画コンセプト、全体の構成案、表紙デザイン案（表紙と巻頭4ページ分程度の紙面のイメージ）・各ページの展開案・デザイン案、コンテ案など、具体的な提案を明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。本文等は、ダミーで良い。
- (ウ) 企画提案書の作成にあたり、必要に応じて豊能町より現町勢要覧、観光マップ等を提供するので、写真等を引用しても良い。町ホームページからの引用も可とする。

(4) 提出要領及び注意事項

- (ア) 提出する紙原本には代表者印を押印して提出すること。
- (イ) (1) 提出物 (ア) ~ (オ) は、紙原本各1部と写し7部（各1部ずつをまとめてファイリングしたもの）と、作成したデータファイル及びPDF形式で保存した CD-ROM または DVD-R 1枚を提出すること。提出物 (カ) については、5点以内とする。映像については、簡易版とする。
- (ウ) 受付時間内に提出場所まで持参すること。郵送、メール便、電子メール等による提出は認めない。

9 プレゼンテーション

企画提案を行った事業者は、次のプレゼンテーションを行うこととする。

(1) 日程及び場所

- (ア) 日 程：令和8年7月27日（月）予定
- (イ) 場 所：豊能町役場 2階 会議室（豊能町余野 414 番地の 1）
- (ウ) その他：詳細な時間は、参加事業者へ直接連絡する。

(2) 実施方法

- (ア) 出席者数：4名以内とする。
- (イ) スケジュール（概要）：

準 備	開始15分前より実施
プレゼンテーション	30分以内
質疑応答	15分

- (ウ) 説明内容：事前提出した企画提案書をもとに説明を行うこととする。
独自企画等あれば、その内容も説明すること。
- (エ) 機 材：プロジェクタ等必要な機材は、提案事業者にて準備すること。
（スクリーン及び延長コードは、豊能町で準備する。）

(3) その他

プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。

10 審査方法

(1) 審査会及び配点

企画提案の審査、評価及び受託候補者の選定を行うため、豊能町町勢要覧及び映像作成業務事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

審査会において、審査項目（別紙のとおり）ごとに採点し、評価が一定基準（評価総合点が満点の6割以上の点数）の提案者のうち、上位の者を候補者として決定するものとする。ただ

し、見積金額が提案上限額 5,830,000 円を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。

また、応募者多数の場合は、担当部署で予備審査を実施し、3 事業者程度に絞り込むこととする。

(2) 審査項目

- (ア) 業務実績及び業務受託体制
- (イ) 企画提案書及びプレゼンテーション
- (ウ) 見積金額

(3) 提案者が 1 者の場合

提案者が 1 者の場合でも審査及び評価を実施し、評価が一定基準（評価総合点が満点の 6 割以上の点数）を満たしている場合は、その 1 者を事業者として決定する。

(4) 受託候補者の選定

審査の結果、評価点数の合計が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。ただし、評価点と同点の企画提案者が複数ある場合は、審査会審査者の多数決により選定する。

(5) その他

企画提案の内容は、必要により受託候補者と協議の上、変更する場合がある。

また、受託候補者との協議において両者が合意に至らなかった場合は、次点者を受託候補者として繰り上げ、協議を行うこととする。

1 1 選定結果の通知

選定結果は、令和 8 年 8 月上旬を目安に全提案者に対し文書で通知するとともに、町ホームページでも公表するものとする。なお、選定結果に関する異議申立てについては、受け付けないものとする。

1 2 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方として、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

(2) 支払方法

原則、業務完了時の一括払いとする。

1 3 欠格事項

次のいずれかに該当した事業者は失格とする。

- (ア) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (イ) 企画提案書について期限内に提出がなかった場合、及びプレゼンテーションを欠席した場合
- (ウ) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (エ) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (オ) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会が失格である

と認めたとき

1.4 その他

- (ア) 提案事業者は、1つの提案しか行うことができない。
- (イ) 企画提案に関する提出書類の変更・差し替え、又は再提出は原則認めない。
- (ウ) 企画提案一式の作成・提出、プレゼンテーションの参加等一切の経費は、提案事業者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (エ) 企画提案書の著作権は、参加者に帰属するものとするが、本案件のプロポーザル実施の報告等の業務の範囲内において必要と認める場合は、参加者の承諾なしに無償で提出書類の内容を使用できるものとする。
- (オ) 完成した町勢要覧及び映像の原版及びデータは、豊能町のものとし、その原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等、一切の権利は豊能町に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については、受託者が留保するものとし、この場合、豊能町は当該権利を非独占的に使用できるものとする。

1.5 書類提出及び問い合わせ先

豊能町 総務部 総合政策課 新倉（しんくら）

住 所：〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野4 1 4 番地の1

T E L：072-739-3412（直通）

E-mail：seisaku@town.toyono.osaka.jp

受付時間：平日午前9時～午後5時